



平成17年  
7月15日(日)  
第12630号

### Ⅲ 次

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

○ "

○開発行為に関する工事の状況

○地域営農団地農道整備事業多良田田頭地区1町上ハネル建設工事

○建築基準法に基づく道路の位置の指定

### ○ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年9月1日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成17年7月15日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成17年7月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人 NPOうれしひほんまちづくり隊
- (2) 代表者の氏名 小原 健史
- (3) 主たる事務所の所在地

佐賀県藤津郡嬉野町大字下宿乙738番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちが夢と自信と誇りを持って、いつまでも住みたくなるまちづくりを全ての住民と共に、推進することにより、住民が永久に郷土を愛する心を育むことを目的とする。

- (1) 名称 特定非営利活動法人 快適舎
- (2) 代表者の氏名 中川 伸生
- (3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市中の小路3番32号

#### (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域社会で自立した生活を送ることが困難な人々に対し、受け手と担い手が対等な関係を保てる福祉サービスに関する事業及び自然保護と省資源を行うことを通じて、健康で安心して暮らしていくことできる地域社会、そして高齢者・障害者等の働く環境作りに努力することにより、より豊かな社会の増進に寄与することを目的とする。

(県民協働課) 一  
(農地整備課) 二  
(建築住宅課) 三

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年9月5日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成17年7月15日

に関する工事の完了を次のとおり公表します。

平成17年7月15日

佐賀県知事 古川 康

トンネル幅員 B=6.0メートル (9.75メートル)  
完成内空断面積 A=57.08平方メートル

1 開発区域に含まれる地域の名称

佐賀郡諸富町大字大堂字土師1745番7並びに字三本谷七1172番4及び1173

番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐賀郡諸富町大字大堂字三本谷七1173番地6

重松 正博

広域農道整備事業多良岳4期地区1号トンネル建設工事について、特定建設工事共同企業体による公募型指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受付期間及び方法を次のとおり公表します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

また、この入札は佐賀県電子入札システムに登録して行います。

平成17年7月15日

佐賀県知事 古川 康

1 工事の概要

(1) 工事名 広域農道整備事業多良岳4期地区 1号トンネル建設

工事

(2) 工事場所 佐賀県藤津郡太良町大字糸岐地内

(3) 工事内容

ア 本工事は、藤津郡太良町大字糸岐地内で施工する1号トンネル建設工事です。

イ トンネル延長 L=191メートル

4) 予定工期 約12か月間

2 共同企業体に関する事項

本工事の入札に参加できるのは、次に掲げる要件を満たす特定建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。

(1) 構成員の資格要件

ア すべての構成員が次の資格要件を満たすこと。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項の規定において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当しない者で

あること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同令第167条の4第1項の規定に該当しない者とします。

(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定により土木一式工事特Aの決定

を受けていること。

(エ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を、本工事の入札参加申請書提出期限日から開札の日までの間に受けていないこと。

(オ) 土木一式工事に係る国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(カ) 入札参加申請書の提出日以前6か月以内に、金融機関等において不渡り手形等を出していないこと。

(キ) 土木一式工事について営業年数が3年以上であること。

<p><b>イ 共同企業体の代表者は次の資格要件を満たすこと。</b></p> <p>(ア) 平成16年2月1日から平成17年1月31日までの間に審査の基準日がある経営事項審査において土木一式工事の総合評点が1,100点以上であること。</p> <p>(イ) 佐賀県内に本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。</p> <p>(ウ) 道路トンネル（NATM工法）工事について、平成7年4月1日から平成17年3月31日までの間に、元請として竣工した実績（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上のものに限る。）を有すること。</p> <p>(エ) (ウ)に掲げる工事の施工経験を有する監理（主任）技術者を当該工事に専任で配置できるものであること。</p> <p>ウ 共同企業体の代表者以外の構成員は、佐賀県内に本店を有する土木一式工事の建設業者であること。</p> <p>(2) 構成員の数 2社とします。</p> <p>(3) 出資比率 各構成員は、30パーセント以上の出資比率であること。</p> <p>(4) 代表者の要件 代表者は、同一の等級の者間ではより大きな施工能力を有する者、等級の異なる者の間では上位の等級の者で出資比率が構成員中最大であるものとします。</p> <p>(5) 存続期間 ア 県工事の相手方となつた者 当該工事に係る請負契約の履行後3か月を経過した日まで イ 県工事の相手方とならなかつた者 当該工事に係る請負契約の相手方が確定した日まで</p> <p>3 入札参加申請書及び提出資料</p>	<p>(1) 公募型指名競争入札参加申請書 (2) 共同企業体協定書 (3) 共同企業体編成表 (4) 同種工事の施工実績調書及び実績を証明する書類 (5) 配置予定技術者調書及び経験を証明する書類 (6) 次に掲げる事項を記載した施工計画書 　　ア 施工計画概要 　　イ 主要工事の施工計画（仮設計画共） 　　ウ 安全対策 (7) 営業所一覧表 (8) 経営事項審査結果の通知書の写し （平成16年2月1日から平成17年1月31日までの間に審査基準日があるもの）</p> <p>4 入札参加申請書及び提出資料の受付期間等 3の(1)の公募型指名競争入札参加申請書については、佐賀県電子入札システムに登録（提出）するとともに、(2)の受付場所に持参するものとします。 3の(2)から(8)までについては、書面にて(2)の受付場所に持参するものとします。</p> <p>(1) 受付期間 佐賀県電子入札システムによる受付及び書面による提出は、平成17年7月21日から7月28日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（最終日にあっては、午前9時から午後4時まで）とします。 (2) 書面による受付場所 佐賀県鹿島農林事務所総務課（鹿島市大字高津原3400） 電話番号 0954-63-5111</p> <p>5 指名業者の選定 指名業者は、提出資料の審査結果に基づき、本県の指名基準により選定し</p>
---	---

平成17年7月15日(金)

佐賀県公報

ます。本工事の入札に参加できるのは、指名を受けた者に限ります。

6 入札予定時期 平成17年9月

7 その他

申請書、提出資料作成要領等については、平成17年7月15日(金)から7月28日(木)まで佐賀県ホームページ(URL:<http://www.pref.saga.lg.jp/>)に掲載します。

なお、佐賀県電子入札システムの詳細については、佐賀県ホームページのトップページの右上にある「電子入札」ボタンから、「佐賀県電子入札システム専用ホームページ」の内容を確認してください(佐賀県電子入札システムの取扱要領、マニュアル等を掲載しています。)。

問い合わせ先 佐賀県鹿島農林事務所総務課

電話番号 0954-63-5111

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年7月15日

佐賀県知事 古川康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
4	伊万里市脇田町字二本椎 395番9及び392番3	平成17年 7月1日	6.00~6.01	60.68

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。